

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）に係る個人番号カードの交付等について

1 趣旨

平成25年5月31日に公布された、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、住民基本台帳に記録されている者に個人を特定するための個人番号が付番され、社会保障制度・税制・災害対策等の各分野で、情報連携や本人確認に活用されることとなります。

社会保障や税などの手続の際に、個人番号を提示し、又は記載することにより添付書類が削減されるなど、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。

2 個人番号の通知等について

(1) 問い合わせ窓口の設置

個人番号の通知に当たって、平成27年9月にその問い合わせに応じるための窓口を市民部市民課に設置します。

(2) 個人番号の通知

個人番号の通知は、平成27年10月に個人番号等を記載した通知カードが、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から各世帯に送付されることにより行われます。

(3) 通知カード

通知カードは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が表面に記載された紙製のカードになる予定です。

個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提示を求められた際に通知カードを利用することとなります。

3 個人番号カードの交付等について

(1) 個人番号カードの交付

平成28年1月から、希望者には申請により身分証明書としても利用できる個人番号カードを交付します。

(2) 個人番号カードの交付申請

個人番号カードの交付を受けるには、通知カードに同封される個人番号カード交付申請書に顔写真を添付し、機構に申請します。

(3) 個人番号カード

個人番号カードは、氏名、住所、生年月日、性別等が表面に、個人番号が裏面に記載され、顔写真が表面に表示されたＩＣチップの付いたカードになる予定です。

(4) 交付手数料

交付手数料は、無料となります。

4 今後の対応

個人番号カードの交付等に係る経費を平成２７年度６月補正予算に計上する予定です。

5 住民基本台帳カード

個人番号カードの交付に伴い、平成２８年１月以降は新たな住民基本台帳カードは交付しないこととなります。

なお、平成２８年１月以降も既に交付を受けられた住民基本台帳カードは、表面に記載されている期限までは有効です。ただし、個人番号カードと重複して所持することはできないこととなります。

通知カード (見本)	通知カード 個人番号 1234 5678 9012 氏 名 番号 花子 住 所 ○○県■■■市△△町◇丁目○番地 生年月日 平成 10 年 3 月 31 日生 性別 女 発 行 平成 2 7 年○○月○○日
個人番号カード (見本)	表面 氏 名 番号 花子 個人番号 カード 住 所 ○○県■■■市△△町◇丁目○番地 生年月日 平成10年3月31日 性 別 女 2026年 3月31日まで有効 セキュリティコード 1234 サインパネル領域 裏面 個人番号 1234 5678 9012 氏 名 番号 花子 生年月日 平成10年3月31日 電子証明書 の有効期限 追加ロゴ 予備領域